

氏 名 堀田 潤

登録番号 第 16220006 号

事務所名称 堀田潤社会保険労務士事務所

事務所所在地 富山県中新川郡立山町利田668番地7

所属社会保険労務士会 富山県社会保険労務士会

処分内容 1年の社会保険労務士の業務の停止
(令和5年2月 24 日から1年)

処分理由 A 社に係る雇用調整助成金の申請に当たり、支給申請書に添付する給与支払計算書を偽造し、当該給与支払計算書を支給申請書に添付した上で、令和3年2月 19 日から令和4年1月 21 日までの間、24 回にわたり富山労働局長あて提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実にして申請書の作成を行ったとき」及び同法第 25 条の3に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があつたとき」に該当するものである。